

重要事項説明書

【訪問看護・介護予防訪問看護】

[令和7年8月1日現在]

(訪問看護サービス利用契約書)

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、本事業所が利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者

事業者の名称	医療法人社団 中正会
法人所在地	兵庫県南あわじ市神代国衙 1680-1
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 渡辺 義博
電話番号	0799-42-6200
URL	https://nakabayashihp.or.jp/

2 ご利用施設

施設の名称	中林病院 訪問看護ステーション
施設の所在地	兵庫県南あわじ市神代国衙 1680-1
管理者	土肥 尚子
電話番号	0799-42-6200
ファクシミリ番号	0799-42-6203
兵庫県指定事業所番号	第 2861790117 号 令和5年4月1日指定

3 ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類		兵庫県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
居宅	居宅介護支援事業	H12年4月1日	第2811700919号	60人
	通所リハビリテーション	H18年5月18日	第2811700919号	
	介護予防通所リハビリテーション	H18年5月18日	第2871700919号	
	介護予防訪問リハビリテーション	R4年5月1日	第2871700919号	
	訪問リハビリテーション	R4年5月1日	第2871700919号	

4 事業の目的・運営方針

① 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

② 運営方針

中林病院訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の看護師その他の従事者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目的を設定して支援します。

事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

事業所は、必要な時に必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

5 営業日・利用実施地域

営業日	月曜日～土曜日（祝・休日、12月30日～1月3日を除く） 午前8時30分から午後5時30分 24時間対応体制・緊急時の訪問看護の契約を締結した場合は、 24時間365日
-----	---

通常地域	南あわじ市（沼島を除く）洲本市（一部除く）
------	-----------------------

（注）上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

6 本事業所の職員体制（令和7年8月1日）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師・准看護師	3名	1名
理学療法士		1名

7 職務内容

① 管理者

事業所と従業員の管理を一元的に行い、サービスの提供にもあたります。

② 看護職員

サービスの提供にあたります。訪問看護計画書を作成し、看護計画に沿ったサービスの実施を行います。サービスの実施状況、及び目標達成状況については訪問看護報告書を作成し記録を行います。

③ 理学療法士

リハビリテーションの提供にあたります。訪問看護計画書を作成し、看護計画に沿ったサービスの実施をおこないます。サービスの実施状況、及び目標達成状況については訪問看護報告書を作成し記録を行います。

8 サービス内容

- ① 介護保険法に定める居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書に基づいたサービスまたは老人保健法・健康保険法等の医療保険関係法令が定めるサービスを、制度に従い該当する保険を適用して、訪問看護計画書の内容に沿って提供します。

なお、事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

- ② サービスの内容は次のとおりとします。

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、褥瘡の予防・処置・食事および排泄など日常生活の世話、ターミナルケア、カテーテル等の管理

リハビリテーション、療養生活や介護方法の指導、医師の指示による医療処置

9 利用料

- ① サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額となります。

- ② 利用者は、中林病院訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

- ③ 利用料金の支払い方法

原則として口座引き落としとします。

利用者及び扶養者が指定する送付先又は利用者本人に対し、前月料金の合計金額の請求書及び明細書を毎月 20 日までに送付、もしくは手渡しし、利用者及び扶養者は、連帯して事業所に対し当該合計額を、翌月 27 日に口座引き落としとします。

（27 日が土・日・祝日の場合は、その翌日）

事業所は利用料金の支払いを受けたときは、領収書を送付、もしくは手渡します。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	1,000 円を請求します。
訪問までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の 100%を請求します。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

- ④ 保険適用外の利用料について、料金を改定する際には、1 か月以上前に利用者に文書で連絡します。
- ⑤ 利用者が法廷代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、一旦利用料を全額自己負担しなければなりません。その際には、サービス提供証明書を発行します。

10 《サービス提供の手順 介護保険の場合》

介護認定される

※介護認定を受けられていない方は各市介護認定課にご相談下さい。



居宅サービス計画（ケアプラン）作成

※ケアプランは介護支援専門員（ケアマネージャー）が行います。

ご利用までに一度ケアマネージャーにご相談下さい。



ご本人、ご家族同意での利用申し込み



事業所職員による居宅訪問

※ご自宅に伺い心身の状態、ご自宅周辺の道路状況等、確認させていただきます。



利用申込者との契約



利用開始

※主治医（かかりつけ医）からの訪問看護指示書が必要となります。

《サービス提供の手順 医療保険の場合》

ご本人、ご家族同意での利用申し込み



事業所職員による居宅訪問

※ご自宅に伺い心身の状態、ご自宅周辺の道路状況等、確認させていただきます。



利用申込者との契約



利用開始

※主治医（かかりつけ医）からの訪問看護指示書が必要となります。

11 訪問看護指示書代金の負担

- ① 訪問看護指示書にかかる代金は、利用者又は扶養者が負担するものとします。
- ② 事業者が一時的に代金を立替える場合は、対象となる訪問看護指示書に記載される指示期間や指示期間内でのサービス提供の有無に関わらず、事業者に対して代金を支払うことを利用者又は扶養者は了承するものとします。

12 秘密の保持

- ① 事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- ② 前項の規定に関わらず、市町村、居宅介護支援事業所、その他の介護保険事業所等への情報提供、医療機関等への療養情報提供については、個人情報を利用させていただきます。

13 連絡先確認

利用者の連絡先、および連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を、確認させていただきます。希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

14 受給資格等の確認

サービス開始時および更新等の必要時、被保険者証の確認をさせていただきます。

15 サービス提供の記録

- ① 事業所は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成します。
- ② サービス提供記録書および訪問看護計画書等、訪問看護報告書等、主治医指示書等の記録については、サービス完結の日から 5 年間は保管します。利用者及び家族の求めに限り開示いたします。

16 緊急時・事故発生時の対応

- ① 緊急時および事故発生時には、人命救助を最優先とし、速やかな現場対応と連携・連絡を行います。その場合、利用者の状態に応じ、救急救命対応や主治医への連絡等必要な措置を講じます。
- ② 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村、主治医及び居宅介護支援事業所等の関係機関へ、必要に応じた報告と連絡を行います。
- ③ 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

17 感染症蔓延及び災害発生時の対応

- ① 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ② 指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。
- ③ 感染症の発生・蔓延防止のために（１）指針の整備（２）委員会の開催（３）研修および訓練の実施 の措置を講じます。

18 ハラスメント対策

事業所は利用者及びその身元引受人ないし利用者家族、その他関係者が、事業所職員に行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止し、必要に応じ、訪問看護の契約を終了する場合があります。

19 虐待防止・身体拘束のための措置

- ① 事業所は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。
- ② 身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。
- ③ 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ、市町村へ報告します。
- ④ 事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるよう努めるとともに、適切に記録します。
 - 1) 切迫性：利用者本人または、他の利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - 2) 非代替性：身体拘束、その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
 - 3) 一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものである。
- ⑤ 虐待防止のために（1）指針の整備（2）委員会の開催（3）研修および訓練の実施の措置を講じます。

20 事業計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、その計画に沿った研修及び訓練を実施し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

21 留意事項

訪問看護内容は、医師の判断に基づいたサービスが提供されるものとします。訪問看護者のサービス提供契約の実施以外の営利行為や宗教勧誘などを禁止します。

22 損害保険への加入

訪問看護業務に対して、対人・対物に対しての賠償責任保険（東京海上日動火災保険会社）に加入しています。

23 身分証明書の携行

サービス提供担当者は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示を行います。

24 相談・苦情窓口

- ① 営業時間内は管理者及び相談、苦情担当が対応します。
- ② 専門分野の相談は、専門分野の職員が対応します。

中林病院訪問看護ステーション 担当者：土肥 尚子	所在地：南あわじ市神代国衙 1680-1 電話：0799-42-6200 FAX：0799-42-6203 ご利用時間 AM8:30～PM5:30
-----------------------------	--

また、各提供市役所、兵庫県、洲本市、南あわじ市それぞれの相談窓口は下記のとおりとなります。

洲本健康福祉事務所 介護サービス相談窓口 監査・福祉課 電話番号：0799-26-2054 FAX：0799-22-3345
--

南あわじ市役所 介護サービス相談窓口 長寿・保険課 電話番号：0799-43-5217 FAX：0799-43-5317
--

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 所在地：〒665-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番 電話番号：078-332-5617（直通） FAX 番号：078-332-5650（直通） 受付日：土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く日
--

25 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じることが予想される場合や変更された場合には、利用者にその内容を書面にて交付し、口頭で説明します。また、重要事項説明書を交付し、説明をしたことを確認するために、事業者、説明者、利用者及び利用者代理人若しくは立会人が署名若しくは捺印することを以て同意したものとみなします。

【料金表】 介護保険利用の場合（1割負担） 1単位：10.00円

	診療時間	サービス名称	単位数	利用者負担額
	算定要件			(1割負担)
NS	20分未満	予防訪看I1	303単位 × 1	303円 /回
		訪看I1	314単位 × 1	314円 /回
	30分未満	予防訪看I2	451単位 × 1	451円 /回
		訪看I2	471単位 × 1	471円 /回
	30～60分未満	予防訪看I3	794単位 × 1	794円 /回
		訪看I3	823単位 × 1	823円 /回
	60～90分未満	予防訪看I4	1,090単位 × 1	1,090円 /回
		訪看I4	1,128単位 × 1	1,128円 /回
PT OT ST	40分	予防訪看I5	284単位 × 2	568円 /回
		訪看I5	294単位 × 2	588円 /回
		訪看/予防12月超減算 注1	-5単位 × 2	-10円 /回
	60分	予防訪看I5・2超	142単位 × 3	426円 /回
		訪看I5・2超	265単位 × 3	795円 /回
		訪看/予防12月超減算 注1	-5単位 × 3	-15円 /回

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合

は訪看・予防訪看ともに基本報酬から-8単位/回となる

准看護師による訪問は上記単位の90/100で算定する

注1. 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に介護予防訪問看護を行った場合

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合は-15単位/回となる

<加算料金>

加算の種類	加算の要件	単位数	利用者負担 (1割負担)
① 初回加算（Ⅰ）	退院日が初回訪問時	350単位	350円
② 初回加算（Ⅱ）	退院日の翌日以降が初回訪問時	300単位	300円
③ 退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回に限り (特別な管理を必要とする者の場合2回)	600単位	600円
④ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族からの看護に対する相談に常時対応できる体制を整え、且つ、必要に応じて緊急訪問を行う場合（1月につき） ※注1	600単位	600円
⑤ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		574単位	574円
⑥ 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき） ※注2	500単位	500円
⑦ 特別管理加算Ⅱ		250単位	250円

⑧	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月）	2,500単位	2,500円
⑨	看護・介護職員連携強化加算	特定行為を円滑に行うため、訪問介護員等に助言・支援を行った場合（1月に1回限り）	250単位	250円
⑩	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位	300円
⑪	夜間・早朝加算	早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）にサービス提供する場合	通常料金の25%割増	
⑫	深夜加算	22時～翌日6時にサービス提供する場合	通常料金の50%割増	
⑬	複数名訪問加算I(30分未満)	複数名での訪問 注3	254単位	254円
⑭	複数名訪問加算I(30分以上の場合)		402単位	402円
⑮	複数名訪問加算II(30分未満)		201単位	201円
⑯	複数名訪問加算II(30分以上の場合)		317単位	317円
⑰	サービス体制強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）注4	6単位	6円
⑱	サービス体制強化加算（Ⅱ）		3単位	3円
⑲	看護体制強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）注5	550単位	550円
⑳	看護体制強化加算（Ⅱ）		200単位	200円
㉑	専門管理加算	専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が訪問看護を行った場合	250単位	250円
㉒	口腔連携強化加算	口腔の健康状態を歯科医やケアマネに情報提供した場合（月1回限り）	50単位	50円

注1 ①計画的にすることになっていない緊急時訪問を行った場合には、当該加算のほかに、通常の訪問料金がかかります。
さらに重要事項説明書内に記載のある特別管理加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の対象となる状態の方は、1月以内の2回目以降の緊急時訪問に対して通常の訪問料金に加え、早朝・夜間・深夜料金が発生致します。この契約は1か所の事業所に限られるので、他の事業所からの緊急時訪問看護の提供を受けている場合はご利用できません。

②緊急時訪問看護加算（Ⅰ）は次の（１）（２）のいずれにも該当するときに加算。

緊急時訪問看護加算（Ⅱ）は次の（１）に該当するときに加算。

（１）利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であること。

（２）緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な看護管理等の体制の整備が行われていること。

注2 ①特別管理加算（Ⅰ）は、在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

②特別管理加算（Ⅱ）は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

注3 ①複数名訪問看護（Ⅰ）は、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合。

②複数名訪問看護（Ⅱ）は、同時に看護師等が介護補助者と1人の利用者に対して訪問看護を行った場合。

※利用者又は家族に同意を得ている場合であり、次のいずれかに該当する場合である

イ）利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ）暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められた場合

ハ）その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

注4 サービス体制強化加算（Ⅰ）は、当事業所の看護師等の総数のうち勤続7年以上の職員の占める割合が30%以上の場合加算。

サービス体制強化加算（Ⅱ）は、当事業所の看護師等の総数のうち勤続3年以上の職員の占める割合が30%以上の場合加算。

注5 看護体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事等に届出を行い、医療ニーズの高い利用者へのサービスの提供体制を強化した場合に加算。

【料金表】 介護保険利用の場合（2割負担） 1単位：10.00円

	診療時間	サービス名称	単位数	利用者負担額
	算定要件			(2割負担)
NS	20分未満	予防訪看I1	303単位 × 1	303円 /回
		訪看I1	314単位 × 1	314円 /回
	30分未満	予防訪看I2	451単位 × 1	902円 /回
		訪看I2	471単位 × 1	942円 /回
	30～60分未満	予防訪看I3	794単位 × 1	1,588円 /回
		訪看I3	823単位 × 1	1,646円 /回
	60～90分未満	予防訪看I4	1,090単位 × 1	2,180円 /回
		訪看I4	1,128単位 × 1	2,256円 /回
PT OT ST	40分	予防訪看I5	284単位 × 2	1,136円 /回
		訪看I5	294単位 × 2	1,176円 /回
		訪看/予防12月超減算 注1	-5単位 × 2	-20円 /回
	60分	予防訪看I5・2超	142単位 × 3	852円 /回
		訪看I5・2超	265単位 × 3	1,590円 /回
		訪看/予防12月超減算 注1	-5単位 × 3	-30円 /回

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合

は訪看・予防訪看ともに基本報酬から-8単位/回となる

准看護師による訪問は上記単位の90/100で算定する

注1. 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に介護予防訪問看護を行った場合

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合は-15単位/回となる

<加算料金>

加算の種類	加算の要件	単位数	利用者負担 (2割負担)
① 初回加算（Ⅰ）	退院日が初回訪問時	350単位	700円
② 初回加算（Ⅱ）	退院日の翌日以降が初回訪問時	300単位	600円
③ 退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回に限り (特別な管理を必要とする者の場合2回)	600単位	1,200円
④ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族からの看護に対する相談に常時対応できる体制を整え、且つ、必要に応じて緊急訪問を行う場合（1月につき） ※注1	600単位	1,200円
⑤ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		574単位	1,148円
⑥ 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき） ※注2	500単位	1,000円
⑦ 特別管理加算Ⅱ		250単位	500円

⑧	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月）	2,500単位	5,000円
⑨	看護・介護職員連携強化加算	特定行為を円滑に行うため、訪問介護員等に助言・支援を行った場合（1月に1回限り）	250単位	500円
⑩	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位	600円
⑪	夜間・早朝加算	早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）にサービス提供する場合	通常料金の25%割増	
⑫	深夜加算	22時～翌日6時にサービス提供する場合	通常料金の50%割増	
⑬	複数名訪問加算I(30分未満)	複数名での訪問 注3	254単位	508円
⑭	複数名訪問加算I(30分以上の場合)		402単位	804円
⑮	複数名訪問加算II(30分未満)		201単位	402円
⑯	複数名訪問加算II(30分以上の場合)		317単位	634円
⑰	サービス体制強化加算（I）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）注4	6単位	12円
⑱	サービス体制強化加算（II）		3単位	6円
⑲	看護体制強化加算（I）	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）注5	550単位	1,100円
⑳	看護体制強化加算（II）		200単位	400円
㉑	専門管理加算	専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が訪問看護を行った場合	250単位	500円
㉒	口腔連携強化加算	口腔の健康状態を歯科医やケアマネに情報提供した場合（月1回限り）	50単位	100円

注1 ①計画的にすることになっていない緊急時訪問を行った場合には、当該加算のほかに、通常の訪問料金がかかります。
さらに重要事項説明書内に記載のある特別管理加算（I）又は（II）の対象となる状態の方は、1月以内の2回目以降の緊急時訪問に対して通常の訪問料金に加え、早朝・夜間・深夜料金が発生致します。この契約は1か所の事業所に限られるので、他の事業所からの緊急時訪問看護の提供を受けている場合はご利用できません。

②緊急時訪問看護加算（I）は次の（1）（2）のいずれにも該当するときに加算。

緊急時訪問看護加算（II）は次の（1）に該当するときに加算。

（1）利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であること。

（2）緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な看護管理等の体制の整備が行われていること。

注2 ①特別管理加算（I）は、在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

②特別管理加算（Ⅱ）は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

注3 ①複数名訪問看護（Ⅰ）は、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合。

②複数名訪問看護（Ⅱ）は、同時に看護師等が介護補助者と1人の利用者に対して訪問看護を行った場合。

※利用者又は家族に同意を得ている場合であり、次のいずれかに該当する場合である

イ）利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ）暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められた場合

ハ）その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

注4 サービス体制強化加算（Ⅰ）は、当事業所の看護師等の総数のうち勤続7年以上の職員の占める割合が30%以上の場合加算。

サービス体制強化加算（Ⅱ）は、当事業所の看護師等の総数のうち勤続3年以上の職員の占める割合が30%以上の場合加算。

注5 看護体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事等に届出を行い、医療ニーズの高い利用者へのサービスの提供体制を強化した場合に加算。

【料金表】 介護保険利用の場合（3割負担） 1単位：10.00円

	診療時間	サービス名称	単位数	利用者負担額
	算定要件			(3割負担)
NS	20分未満	予防訪看I1	303単位 ×1	303円 /回
		訪看I1	314単位 ×1	314円 /回
	30分未満	予防訪看I2	451単位 ×1	1353円 /回
		訪看I2	471単位 ×1	1,413円 /回
	30～60分未満	予防訪看I3	794単位 ×1	2,382円 /回
		訪看I3	823単位 ×1	2,469円 /回
	60～90分未満	予防訪看I4	1,090単位 ×1	3,270円 /回
		訪看I4	1,128単位 ×1	3,384円 /回
PT OT ST	40分	予防訪看I5	284単位 ×2	1,704円 /回
		訪看I5	294単位 ×2	1,764円 /回
		訪看/予防12月超減算 注1	-5単位 ×2	-30円 /回
	60分	予防訪看I5・2超	142単位 ×3	1,278円 /回
		訪看I5・2超	265単位 ×3	2,385円 /回
		訪看/予防12月超減算 注1	-5単位 ×3	-45円 /回

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合

は訪看・予防訪看ともに基本報酬から-8単位/回となる

准看護師による訪問は上記単位の90/100で算定する

注1. 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に介護予防訪問看護を行った場合

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合は-15単位/回となる

<加算料金>

加算の種類	加算の要件	単位数	利用者負担 (3割負担)
① 初回加算（Ⅰ）	退院日が初回訪問時	350単位	1,050円
② 初回加算（Ⅱ）	退院日の翌日以降が初回訪問時	300単位	900円
③ 退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回に限り (特別な管理を必要とする者の場合2回)	600単位	1,800円
④ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族からの看護に対する相談に常時対応できる体制を整え、且つ、必要に応じて緊急訪問を行う場合（1月につき） ※注1	600単位	1,800円
⑤ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		574単位	1,722円
⑥ 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき） ※注2	500単位	1,500円
⑦ 特別管理加算Ⅱ		250単位	750円

⑧ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月）	2,500単位	7,500円
⑨ 看護・介護職員連携強化加算	特定行為を円滑に行うため、訪問介護員等に助言・支援を行った場合（1月に1回限り）	250単位	750円
⑩ 長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位	900円
⑪ 夜間・早朝加算	早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）にサービス提供する場合	通常料金の25%割増	
⑫ 深夜加算	22時～翌日6時にサービス提供する場合	通常料金の50%割増	
⑬ 複数名訪問加算I(30分未満)	複数名での訪問 注3	254単位	762円
⑭ 複数名訪問加算I(30分以上の場合)		402単位	1,206円
⑮ 複数名訪問加算II(30分未満)		201単位	603円
⑯ 複数名訪問加算II(30分以上の場合)		317単位	951円
⑰ サービス体制強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）注4	6単位	18円
⑱ サービス体制強化加算（Ⅱ）		3単位	9円
⑲ 看護体制強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）注5	550単位	1,650円
⑳ 看護体制強化加算（Ⅱ）		200単位	600円
㉑ 専門管理加算	専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が訪問看護を行った場合	250単位	750円
㉒ 口腔連携強化加算	口腔の健康状態を歯科医やケアマネに情報提供した場合（月1回限り）	50単位	150円

注1 ①計画的にすることになっていない緊急時訪問を行った場合には、当該加算のほかに、通常の訪問料金がかかります。
さらに重要事項説明書内に記載のある特別管理加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の対象となる状態の方は、1月以内の2回目以降の緊急時訪問に対して通常の訪問料金に加え、早朝・夜間・深夜料金が発生致します。この契約は1か所の事業所に限られるので、他の事業所からの緊急時訪問看護の提供を受けている場合はご利用できません。

②緊急時訪問看護加算（Ⅰ）は次の（１）（２）のいずれにも該当するときに加算。

緊急時訪問看護加算（Ⅱ）は次の（１）に該当するときに加算。

（１）利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であること。

（２）緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な看護管理等の体制の整備が行われていること。

注2 ①特別管理加算（Ⅰ）は、在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

②特別管理加算（II）は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

注3 ①複数名訪問看護(I)は、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合。

②複数名訪問看護(II)は、同時に看護師等が介護補助者と1人の利用者に対して訪問看護を行った場合。

※利用者又は家族に同意を得ている場合であり、次のいずれかに該当する場合である

イ) 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ) 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められた場合

ハ) その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

注4 サービス体制強化加算（I）は、当事業所の看護師等の総数のうち勤続7年以上の職員の占める割合が30%以上の場合加算。

サービス体制強化加算（II）は、当事業所の看護師等の総数のうち勤続3年以上の職員の占める割合が30%以上の場合加算。

注5 看護体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事等に届出を行い、医療ニーズの高い利用者へのサービスの提供体制を強化した場合に加算。

【料金表】 指定定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、年中無休の24時間体制でクライアントの自宅生活をサポートするサービス*

(1割負担) 1単位：10.00円

	算定要件	要介護1～4利用者		要介護5の利用者	
		単位数	利用者負担	単位数	利用者負担
1月	看護師の場合	2,961単位	2,961円	3,761単位	3,761円
	准看護師による訪問が1回でもある場合	2,902単位	2,902円	3,686単位	3,686円
日割り (単位数/規定30.4日)	看護師の場合	97単位	97円	124単位	123円
	准看護師による訪問が1回でもある場合	95単位	95円	121単位	122円

<加算料金>

加算の種類	加算の要件	単位数	利用者負担
① 初回加算 (Ⅰ)	退院日が初回訪問時	350単位	350円
② 初回加算 (Ⅱ)	退院日の翌日以降が初回訪問時	300単位	300円
③ 退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り	600単位	600円
④ 緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	利用者の同意を得て、利用者又はその家族からの看護に対する相談に常時対応できる体制を整え、且つ、必要に応じて緊急訪問を行う場合（1月につき）	600単位	600円
⑤ 緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)		※注1	574単位 574円
④ 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500単位	500円
⑤ 特別管理加算Ⅱ		※注2	250単位 250円
⑥ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500単位	2,500円
⑦ 看護・介護職員連携強化加算	特定行為・喀痰吸引等を円滑に行うための支援	250単位	250円

注1,計画的にすることになっていない緊急時訪問を行った場合には、当該加算のほかに、通常の訪問料金がかかります。

さらに重要事項説明書内に記載のある特別管理加算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ) の対象となる状態の方は、1月以内の2回目以降の緊急時訪問に対して通常の訪問料金に加え、早朝・夜間・深夜料金が発生致します。この契約は1か所の事業所に限られるので、他の事業所からの緊急時訪問看護の提供を受けている場合はご利用できません。

注2.①特別管理加算 (Ⅰ) は、在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算。

②特別管理加算 (Ⅱ) は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算。

【料金表】 医療保険利用の場合 （精神科訪問看護を除く）

訪問看護基本療養費				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費（Ⅰ）1日につき						
イ 保健師または看護師	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
ロ 准看護師	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
	週4日目以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
ハ 理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士		5,550円	555円	1,110円	1,665円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）同一建物居住者 1日につき						
イ 保健師または看護師	同一日に2人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	同一日に3人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
ロ 准看護師	同一日に2人	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
ハ 理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士	同日1日2人まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	同日1日3人以上		2,780円	278円	556円	834円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 外泊中の訪問看護			8,500円	850円	1,700円	2,550円



訪問看護管理療養費				1割	2割	3割
訪問看護管理療養費（Ⅰ） 月の初日						
機能強化型訪問看護管理療養費1		12,830円		1,283円	2,566円	3,849円
機能強化型訪問看護管理療養費2		9,800円		980円	1,960円	2,940円
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,470円		847円	1,694円	2,541円
上記1～3以外の場合		7,670円		767円	1,534円	2,301円
月の2日目以降の訪問（1日につき）						
イ 訪問看護管理療養費1 *1		3,000円		300円	600円	900円
ロ 訪問看護管理療養費2 *2		2,500円		250円	500円	750円

*1 同一建物居住者であるものが占める割合が7割未満で①得掲診療料の施設基準等別表第七および第八に対する訪問看護について相当な実績を有する若しくは、②精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度による判定が40以下の利用者の数か月に5人以上であること

*2 同一建物居住者であるものが占める割合が7割以上であること又は当該割合が7割未満であって*1の①若しくは②のいずれにも該当しないこと



訪問看護ベースアップ評価料				1割	2割	3割
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 月の初日 1回			780円	78円	156円	234円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）			10～500円			

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を構築しており、訪問看護管理療養費を算定していること

<加算料金>

加算の種類			1割	2割	3割
① 難病等複数回訪問加算	1日2回 訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
② 緊急訪問看護加算（1日に1回限り）					
イ 月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
ロ 月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
③ 長時間訪問看護加算（週1回）		5,200円	520円	1,040円	1,560円
④ 乳幼児加算（1日につき）		1,500円	150円	300円	450円
⑤ 複数名訪問看護加算（看護師等2名の場合・週1回）（1回につき）		4,500円	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算（准看護師と行う場合・週1回）（1回につき）		3,800円	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算（准看護師と補助者2名の場合・週3回）（1回につき）		3,000円	300円	600円	900円
⑥ 夜間・早朝訪問看護加算（6～8時・18～22時）		2,100円	210円	420円	630円
⑦ 深夜訪問看護加算（22時～翌日6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
⑧ 24時間対応体制加算（月1回）					
イ 24時間対応体制における看護業務の負担の取組を行っている		6,800円	680円	1,360円	2,040円
ロ イ以外の場合		6,520円	652円	1,304円	1,956円
⑨ 特別管理加算（月1回）		2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算（重症）（月1回）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
⑩ 退院時共同指導加算（退院・退所前）		8,000円	800円	1,600円	2,400円
⑪ 特別管理指導加算（1回につき）		2,000円	200円	400円	600円
⑫ 退院支援指導加算（退院日）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
⑬ 在宅患者連携指導加算（月1回）		3,000円	300円	600円	900円
⑭ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）		2,000円	200円	400円	600円
⑮ 訪問看護情報提供療養費（月1回）		1,500円	150円	300円	450円
⑯ 訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
⑰ 看護・介護職員連携強化加算（月1回）		2,500円	250円	500円	750円

<上記加算の説明>

- ① **難病等複数回訪問加算**は、難病等の場合や特別訪問看護指示書を受けて1日に複数回サービスを提供した場合に算定する。
- ② **緊急訪問看護加算**は、利用者又は家族の求めに応じて主治医の指示により、当事業所が緊急にサービスを提供した場合に1日につき所定額が算定される。
- ③ **長時間訪問看護加算**は、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者（1）15歳未満の超重症児または準超重症児（2）「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる利用者（3）特別訪問看護指示書を受けている利用者に対して、サービスが90分を超えた場合に、算定される。（15歳未満の超重症児、準超重症児、15歳未満の小児であって、下記の「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる者に限り、週3日まで算定できる）

<「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる利用者>

・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者。

・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定しているもの。

④ **乳幼児加算**は6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護を行った場合に算定する。

⑤ **複数名訪問看護加算**は、同時に複数の看護師等（1人以上は看護職員）によるサービスが必要な以下の状態にある利用者に対して、加算される。

（1）「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる疾病等の利用者（2）上記③の「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる利用者（3）特別訪問看護指示書に関わる訪問看護を受けている者（4）利用者又は家族に同意を得ている場合

<「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる疾病等の利用者>

・末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重傷筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊椎小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソ

⑧ **24時間対応体制加算**は、必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者や家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備がある場合、また、利用者の同意を得られた場合、算定する。

⑨ **特別管理加算**は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己重症度が高い利用者については以下に該当する状態にある利用者となる。

在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

⑩ **退院時共同指導加算**は、保健医療機関の退院又は介護保険施設の退所にあたって、入院中または入所中に、主治医等と当事業所の看護師（准看護師を除く）が共同して在宅療養に必要な指導を行った場合に算定される。

ただし上記⑦の利用者については、複数日に指導を実施した場合に限り2回加算できる。

⑪ **特別管理指導加算**は、前ページの「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる疾病等の利用者」に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算される。

⑫ **退院支援指導加算**は、保険医療機関からの退院日に、当事業所の看護職員（准看護師を除く）が在宅で療養上の必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護日に1回に限り訪問看護療養費に加算される。（ただし、退院日の翌日以降の初回の訪問看護が行われる前に患者が死亡または再入院した場合に限り、死亡日もしくは再入院日に算定が可能）

⑬ **在宅患者連携指導加算**は、医療関係職種間で文章等により月2回以上情報共有を行い、教諭した情報を踏まえて利用者又は家族に指導を行った場合に算定する。

⑭ **在宅患者緊急時等カンファレンス加算**は、在宅での療養を行っている利用者の急変や診療方針の変更に伴い、関係する医療従事者と共同で利用者宅に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に算定される。

⑮ **訪問看護情報提供療養費**は、利用者に対して、より有益な総合的な在宅療養を維持するために、利用者の居住地を管轄する市町村に対して、利用者へ提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、利用者の同意を得た上

⑯ **訪問看護ターミナル療養費**は、利用者が在宅でお亡くなりになられた日、及び前14日以内に2回以上訪問看護を行い、且つ、訪問看護におけるターミナル支援体制について訪問看護計画書を作成、利用者及び家族に対して説明し、同意を頂いた上で、ターミナルケアを行った場合に算定される。

⑰ **看護・介護職員連携強化加算**は、特定行為を円滑に行うため、訪問介護員等に助言・支援を行った場合に算定される。

【料金表】 医療保険利用の場合 (精神科訪問看護)

精神科訪問看護基本療養費					1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）1日につき							
イ 保健師、看護師又は作業療法士	30分以上	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	30分未満	週3日まで	4,250円	425円	850円	1,275円	
		週4日以降	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
ロ 准看護師	30分以上	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
	30分未満	週3日まで	3,870円	387円	774円	1,161円	
		週4日目以降	4,720円	472円	944円	1,416円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）同一建物居住者 1日につき							
イ 保健師、看護師又は作業療法士	同一日に2人	30分以上週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
		30分未満 週3日まで	4,250円	425円	850円	1,275円	
		週4日目以降	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
	同一日に3人以上	30分以上週3日まで	2,780円	278円	556円	834円	
		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円	
		30分未満 週3日まで	2,130円	213円	426円	639円	
		週4日目以降	2,550円	255円	510円	765円	
ロ 准看護師	同一日に2人	30分以上 週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
		週4日目以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
		30分未満 週3日まで	3,870円	387円	774円	1,161円	
		週4日目以降	4,720円	472円	944円	1,416円	
	同一日に3人以上	30分以上 週3日まで	2,530円	253円	506円	759円	
		週4日目以降	3,030円	303円	606円	909円	
		30分未満 週3日まで	1,940円	194円	388円	582円	
		週4日目以降	2,360円	236円	472円	708円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） 外泊中の訪問看護			8,500円	850円	1,700円	2,550円	



訪問看護管理療養費			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費 (I) 月の初日					
機能強化型訪問看護管理療養費1	12,830円		1,283円	2,566円	3,849円
機能強化型訪問看護管理療養費2	9,800円		980円	1,960円	2,940円
機能強化型訪問看護管理療養費3	8,470円		847円	1,694円	2,541円
上記1～3以外の場合	7,670円		767円	1,534円	2,301円
月の2日目以降の訪問 (1日につき)					
イ 訪問看護管理療養費1 *1	3,000円		300円	600円	900円
ロ 訪問看護管理療養費2 *2	2,500円		250円	500円	750円

*1 同一建物居住者訪問7割未満、特掲診察料の施設基準等の別表第七および第八等に該当する訪問看護が相当な実績を有する。又はGAF尺度40以上が5人以上。

*2 同一建物居住者訪問7割未満、又は当該割合が7割未満であって*1に該当しないもの



訪問看護ベースアップ評価料		1割	2割	3割
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	月の初日 1回 780円	78円	156円	234円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	10～500円			

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を構築しており、訪問看護管理療養費を算定していること

<加算料金>

加算の種類		1割	2割	3割
① 難病等複数回訪問看護加算	イ 1日に2回の場合	2,650円	265円	530円
	ロ 1日に3回以上	8,000円	800円	1,600円
② 精神科緊急訪問看護加算（1日に1回限り）				
イ 月14日目まで		2,650円	265円	530円
ロ 月15日目以降		2,000円	200円	400円
③ 長時間精神科訪問看護加算（週1回）		5,200円	520円	1,040円
④ 乳幼児加算（6歳未満）		1,300円	130円	260円
⑤ 複数名精神科訪問看護加算				
イ 保健師看護師またはその他看護職員	1日に1回の場合	4,500円	450円	900円
	1日に2回の場合	9,000円	900円	1,800円
	1日に3回以上の場合	14,500円	1,450円	2,900円
	ロ 准看護師と訪問	1日に1回の場合	3,800円	380円
	1日に2回の場合	7,600円	760円	1,520円
	1日に3回以上の場合	12,400円	1,240円	2,480円
ハ 看護補助者または精神保健福祉士と訪問（週1回）		3,000円	300円	600円
⑥ 夜間・早朝訪問看護加算（6～8時・18～22時）		2,100円	210円	420円
⑦ 深夜訪問看護加算（22時～翌日6時）		4,200円	420円	840円
⑧ 24時間対応体制加算（月1回）				
イ 24時間対応体制における看護業務の負担の取組を行っている		6,800円	680円	1,360円
ロ イ以外の場合		6,520円	652円	1,304円
⑨ 特別管理加算（月1回）		2,500円	250円	500円
特別管理加算（重症）（月1回）		5,000円	500円	1,000円
⑩ 退院時共同指導加算（退院・退所前）		8,000円	800円	1,600円
⑪ 特別管理指導加算（1回につき）		2,000円	200円	400円
⑫ 退院支援指導加算（退院日）		6,000円	600円	1,200円
⑬ 在宅患者連携指導加算（月1回）		3,000円	300円	600円
⑭ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）		2,000円	200円	400円
⑮ 訪問看護情報提供療養費（月1回）		1,500円	150円	300円
⑯ 訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円
訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円

⑰	看護・介護職員連携強化加算	(月1回)	2,500円	250円	500円	750円
⑱	精神科複数回訪問看護加算	1日2回 訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
⑲	精神科重症患者支援管理連携加算	イ (月1回)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
		ロ (月1回)	5,800円	580円	1,160円	1,740円

<加算の説明>

- ① **難病等複数回訪問加算**は、難病等の場合や特別訪問看護指示書を受けて1日に複数回サービスを提供した場合に算定する。
- ② **緊急訪問看護加算**は、利用者又は家族の求めに応じて主治医の指示により、当事業所が緊急にサービスを提供した場合に1日につき所定額が算定される。
- ③ **長時間訪問看護加算**は、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者（1）15歳未満の超重症児または準超重症児（2）「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる利用者（3）特別訪問看護指示書を受けている利用者に対して、サービスが90分を超えた場合に、算定される。（15歳未満の超重症児、準超重症児、15歳未満の小児であって、下記の「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる者に限り、週3日まで算定できる）

<「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる利用者>

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者。
- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態。
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定しているもの。

- ④ **乳幼児加算**は6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護を行った場合に算定する。
- ⑤ **複数名訪問看護加算**は、同時に複数の看護師等（1人以上は看護職員）によるサービスが必要な以下の状態にある利用者に対して、加算される。
- （1）「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる疾病等の利用者（2）上記③の「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる利用者（3）特別訪問看護指示書に関わる訪問看護を受けている者（4）利用者又は家族に同意を得ている場合であり、次のいずれかに該当する場合である。イ）利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合、ロ）暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められた場合、ハ）その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合。

<「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる疾病等の利用者>

- ・末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重傷筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊椎小脳変性症、ハンチントン病進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態。

- ⑧ **24時間対応体制加算**は、必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者や家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備がある場合、また、利用者の同意を得られた場合、算定する。
- ⑨ **特別管理加算**は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

重症度が高い利用者については以下に該当する状態にある利用者となる。

在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して、計画的管理を行った場合に加算。

⑩ **退院時共同指導加算**は、保健医療機関の退院又は介護保険施設の退所にあたって、入院中または入所中に、主治医等と当事業所の看護師（准看護師を除く）が共同して在宅療養に必要な指導を行った場合に算定される。

ただし上記⑦の利用者については、複数日に指導を実施した場合に限り2回加算できる。

⑪ **特別管理指導加算**は、前ページの「特掲診療料の施設の施設基準等」に掲げる疾病等の利用者」に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算される。

⑫ **退院支援指導加算**は、保険医療機関からの退院日に、当事業所の看護職員（准看護師を除く）が在宅で療養上の必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護日に1回に限り訪問看護療養費に加算される。（ただし、退院日の翌日以降の初回の訪問看護が行われる前に患者が死亡または再入院した場合に限り、死亡日もしくは再入院日に算定が可能）

⑬ **在宅患者連携指導加算**は、医療関係職種間で文章等により月2回以上情報共有を行い、教諭した情報を踏まえて利用者又は家族に指導を行った場合に算定する。

⑭ **在宅患者緊急時等カンファレンス加算**は、在宅での療養を行っている利用者の急変や診療方針の変更に伴い、関係する医療従事者と共同で利用者宅に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に算定される。

⑮ **訪問看護情報提供療養費**は、利用者に対して、より有益な総合的な在宅療養を維持するために、利用者の居住地を管轄する市町村に対して、利用者へ提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、利用者の同意を得た上で算定される。

⑯ **訪問看護ターミナルケア療養費**は、利用者が在宅でお亡くなりになられた日、及び前14日以内に2回以上訪問看護を行い、且つ、訪問看護におけるターミナル支援体制について訪問看護計画書を作成、利用者及び家族に対して説明し、同意を頂いた上で、ターミナルケアを行った場合に算定される。

⑰ **看護・介護職員連携強化加算**は、特定行為を円滑に行うため、訪問介護員等に助言・支援を行った場合に算定される。

⑱ **精神科複数回訪問看護加算**は、主治医が複数回の訪問看護が必要と認めた利用者。主治医の医療機関が利用に対して精神科在宅支援管理料を算定している場合に算定される。

⑲ **精神科重症患者支援管理連携加算**は、精神科在宅患者支援管理料2を算定する利用者の主治医が属する医療機関と連携し、共同で会議を行い支援計画を策定し、定期的な訪問看護を実施した場合に算定される。

保険適用外の利用料について

ご利用料金（消費税込）			
時間区分	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	以降 30 分毎
日中：8 時～18 時	5,000 円	9,000 円	5,000 円
早朝：6 時～8 時 夜間：18 時～12 時	6,250 円	11,250 円	6,250 円
深夜：22 時～翌 6 時	7,500 円	13,500 円	7,500 円

<適応となる場合>

- ① 介護保険・医療保険利用者：90 分を超えた場合（長時間訪問看護加算の算定時を除く）
- ② 医療保険利用者：サービス提供の営業日以外の場合（医療保険と併用の場合は差額を算定）
- ③ その他保険算定外となった場合

（例）上記②の場合について

日曜日が当事業所の営業日でない場合の料金

- ・14：00～14：30 利用（日中帯 30 分利用）

⇒医療保険の算定がない場合は、上表より全額自費 5,000 円となります。

医療保険の算定がある場合は、基本療養費（5,550 円）の方が高いため、差額の自費分は発生しません。

- ・14：00～15：00 利用（日中帯 60 分利用）

⇒医療保険の算定がない場合は、上表より全額自費 9,000 円となります。

医療保険の算定がある場合は、医療保険の利用者負担金に加えて、保険適応外の料金として差額 9,000 円-5,550 円=実費 3,450 円が発生します。

（例）上記③の場合について

医療保険者利用者：複数回の訪問となった場合

- ・週 3 日の訪問限度がある利用者に対する週 4 日目以降の訪問

⇒保険算定ができないため、上記表の該当する利用料金が適応となります。

訪問看護指示書	実費
衛生材料	実費
死後の処置	15,000 円

交通費は場合によって利用者様負担があります。

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して、本書面を交付のうえ、重要事項の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業者 医療法人社団 中正会 中林病院
所在地 〒656-0455

兵庫県南あわじ市神代国衙 1680-1

(説明者) 氏名

(管理者) 土肥 尚子

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受け、それらの内容に同意します。
なお、加算については、下記の通り申し込みいたします。

- ☐ 24 時間対応体制加算 (医療保険) ☐ 訪問看護情報提供療養費
- ☐ 緊急時訪問看護加算 (介護保険) ☐ ターミナルケア療養費

下記の加算については必要に応じて同意します。

- | | |
|--|---|
| ☐ (精神科) 複数名訪問看護加算 | ☐ 特別管理加算　Ⅰ・Ⅱ |
| ☐ 退院時共同指導加算 | ☐ 在宅患者緊急時カンファレンス加算 |
| ☐ 退院支援指導加算 | ☐ 深夜・早朝・夜間加算 |
| ☐ 精神科緊急訪問看護加算 | ☐ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） |
| ☐ 長時間訪問看護加算 | |

(利用者)

住所 〒

電話番号

氏 名

(署名代行者)

私は利用者に代わり、上記署名行いました。

住所 〒

電話番号

氏 名

(続柄)